破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４号
福岡市中央区赤坂２－１－８ライオンズマンション402号石橋ミツ子方
破産者　伊藤　昇治
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６９７号
福岡市東区名島２丁目26番17―202号
破産者　淺海　　剛
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７７２号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ21棟802号
破産者　滝　　陸郎
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４６号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番10―401号
破産者　伊藤　トメ
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９３号
横浜市緑区竹山１丁目１番地１　竹山団地1101棟156号
破産者　伊藤　尚紀
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２７号
横浜市緑区中山町756番地ハイツ756　104号、開始決定時の住所横浜市緑区長津田２丁目25番45号
破産者　長谷川隆弘
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７９号
横浜市金沢区能見台５丁目13番地21　２、開始決定時の住所横浜市金沢区能見台３丁目51番地１　ふれあいの街Ｋ棟302号
破産者　中山　広之
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８５号
横浜市旭区中白根２丁目46番20号
破産者　関　　健児
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２５号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2444番地１―305号　サテライト茅ヶ崎21
破産者　志田　友昭
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２９号
神奈川県大和市福田２丁目１番地６　めぐみ荘202
破産者　保榮茂朝光
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５９６号
横浜市神奈川区幸ケ谷９番地１　倉田輝雄方
破産者　吉野　三枝
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
岐阜県可児市禅台寺５丁目29番地
破産者　ｂｏｂ　Ｍｉｘ　ｕｐ！こと　森嶋　昭博
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第６３５号
静岡県焼津市小川新町１丁目２番16号
破産者　石田　裕之
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７号
兵庫県明石市魚住町中尾257番地の１　わいわいハイツ107号
破産者　池内　照義
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
静岡県三島市東本町１丁目９番４号
破産者　杉田二三雄
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３３６号
大阪府岸和田市額原町592番地　事業団住宅４棟101号
破産者　赤﨑　孝行
1　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
2　一般調査期日　平成26年４月８日午後１時30分
平成26年１月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２３５号
札幌市豊平区西岡４条１丁目３番１―102号
破産者　向山　陽子
1　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
2　一般調査期日　平成26年４月18日午後３時30分
平成26年１月14日
札幌地方裁判所民事第４部